

議案質疑

全議案に対する質疑は、3月13日に行われ、6人の議員が31項目に及ぶ質疑をしました。
その主なものは次のとおりです。

病院の過年度損益修正損 2億6千万円についての説明を

質疑

病院事業会計における特別損失2億6千万円（病院開設以来の未収金約6億円のうち）は、開設以来の会計処理の誤りの積み重ねということである。本当に会計処理の誤りなのか。本当は会計処理の誤りということではなく、患者の住所、氏名等の不詳から不納欠損としての会計処理ができなかったのではないのか、尋ねたい。

答弁

【市民病院事務部長】過年度損益修正損2億6千万円については、病院開設当初の会計処理は、手書きや手計算で処理したための計算違い等の積み重ねがあったと推察している。また、診療報酬の請求については、請求後2ヶ月程度遅れて支払いがされるが、その間に病院からの診療報酬の請求内容等に対する保険者の査定が行われ、減点査定に

市の行政組織改編で 各支所の体制はどうなるのか

質疑

今回、保健福祉部が健康増進部と都市整備部に分かれ、建設部と都市整備部が土木部になり本庁はわかりやすいが、支所はどのように変わるのか明確でない。そこで、支所の課の構成やその構成人員は何人になるのか尋ねたい。

答弁

【総務部長】今回の改正は、健康増進部の新設と現在の建設部と都市整備部を統合した土木部の創設に関連したものである。したがって、支所に関しては会計分室を廃止し、支所総務課で会計分室の業務を引き継ぐ以外は、来年度も現行どおり行政サービスを行っていく。なお、課としては、総務課、税務課、市民環境課、福祉課、建設課の5課、32人体制で対応していく。業務サービスの内容は従来どおりであるので、ご理解賜りたい。



市協和支所

つくば薬科大学の運営及び 施設整備の具体的な支援策は

質疑

つくば薬科大学は、すでに施設は立派に完成し、机やいすの備品も揃っている。これから先の施設整備とは何があるのか。また、運営補助の中身は何か尋ねたい。このまちに大学ができることは大変喜ばしいことだが、以前から市

に負担をかけないと執行部は言い続けてきた。今回の説明で、市は独自で相応の助成を実施することであるが、その中身について尋ねたい。また、2億円を市に寄附していた点で、何に使うのか随分と議論があったが、本来学校が必要なお金であれば行政に寄附せずに、学校側で持っていればよいと思うが、なぜ寄附をしたのか。今回も3人の方がこの基金に寄附された。どうして、直接大学に寄附しないのか、尋ねたい。

答弁

【市長公室長】これ以上の施設整備は必要なのかについて、今後運動場や体育館等の整備や今後6年間にわたって学生がふえるので、年次的な施設整備の必要性から支援を行う。また、運営補助とは、国から大学への補助は卒業生が出てからなので、その間の市の支援である。市としての相応の助成とは、大学開学により、本市を中心として県西地域がさまざまな恩恵を受けること、特に本市は地元であり経済的波及効果、さらに、大学と連携したまちづくりに関して大学が今後本市の発展に関与してくることから、市として相応の助成の検討を考慮するものである。文科省へ認可申請するに当たっての最近の傾向は、地元の支援がどの程度なのかということが設

立認可の要件となっているため、基金として2億円準備しているということとは大きな要因である。その意味で、直接学校法人に寄附するよりは市に寄附してもらう方が設立認可の要件上得策である。



建設が進むつくば薬科大学

後期高齢者医療制度について

質疑

4月からメタボリックシンドロームを予防・解消するための新しい健診制度が始まる。この制度は、40歳から74歳までの方が対象で、健診が義務化される。しかし、75歳以上の後期高齢者については、がん検診（前立腺、肺がん、乳がん、子宮がん等）は実施主体が市町村であるため残るが、健診制度はなくなる。75歳以上の後期高齢者にも健診制度を残すべきと思うがどう考えるか。また、保険料の徴収で、月額1万5千

円未満の国民年金受給者分は普通徴収となり市の業務となる。保険料を払わなければ延滞金が14・6%となる。また、保険料の減免に係る業務も市の業務である。この保険料の減免の内容について尋ねたい。

答弁

【市民環境部長】後期高齢者の健診については、高齢者の医療に関する法律に基づき、後期高齢者医療広域連合が医療保険者となり健康診査を行う。後期高齢者の健診は、糖尿病等の生活習慣病の早期発見や介護予防のための生活機能評価と共同実施で特定健診の基本項目である脂質、肝機能、糖代謝及び尿検査等（腹囲測定を除く）を実施する。また、多くの後期高齢者に受診していただくため、被保険者証の発送時に「健康診査のお知らせ」を同封する。なお、基本健診項目については無料となっているのでご理解賜りたい。減免については、法律に基づき特別の事情がある者に対し、保険料の減免及び徴収の猶予を規定している。特別の事情とは、地震、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅等の財産に著しい損害を受けたときである。保険料に關しては、広域連合が被保険者の負担能力に応じ、公平な負担になるよう県内一律の保険料率に設定するため、本市だけで設定したり、減免制

度を設けたりはできないのでご理解賜りたい。



後期高齢者医療制度のパフレット

国保税の引き上げの必要性について

質疑

旧下館市は過去5年連続して国保税の引き上げが行われ、引き上げ率はどの所得層も旧3町より高い。この税率改正でどのくらいの増額となるのか尋ねたい。また、国保会計は、受益者負担だけでは解決できない。市長に引き上げの必要性を尋ねたい。

答弁

【市民環境部長】国保税の歳入内訳は、定率国庫負担34%、国調整交付金9%、県の調整交付金7%、残りの50%を保険税として被保険者が負担するが、18年度当市の国保歳入に占める国保税の割合は31・85%に過ぎない。この理由は、被保険者の所得額の減少、若年無職者及び高齢者などの加入増加による制度上の構造的な要因である。さらに、当市は合併前の不均一

課税を適用したため、19年度予算で7億6千4百万円余の赤字補てんを一般会計から繰り入れている。また、20年度の国保加入者の割合は当市人口の36・1%で、残りは国保以外の医療保険加入者からも負担をいただくとことになり、受益者負担の原則からも応分の負担をお願いするものであるのでご理解賜りたい。

【市長】現在、県・全国市長会を通じて厚労省はもとより国等に、国保会計の健全化のため早急に措置を講ずるよう要望をしている。要望の内容は、各種医療制度の負担と給付の公平化の推進及び財政基盤の強化を図るため、国を保険者とする医療保険制度への一本化等抜本的な改革の早急実現や、その間、国保財政の安定を図るため、国として財政措置の充実強化を図ること等々であるのでご理解を賜りたい。

